

36 協定の届出様式種別について

◆労働時間・休日に関する原則

- ・労働時間 **1日8時間、1週40時間**
- ・休日 **毎週少なくとも1回**

この原則を超える場合は36協定の届出が必要

①上限規制の原則

- ・時間外労働の上限は原則、**月45時間、年360時間（1年単位の変形労働制の場合は月42時間、年320時間）**。

この時間内に収まる場合は協定届「**様式第9号の3の4**」を使用。

②上限規制の特別条項

- ・臨時的な特別の事情がある場合は、①の上限を超えた時間外労働が可能。ただし、以下のI及びIIの条件を必ず守ること。

I.トラック運転業務に従事する労働者の場合

- ・1年の時間外労働が**960時間以内**
- ・1日の時間外労働が原則**6時間以内**
- ・1ヶ月の時間外労働や限度時間を超えて労働させる回数については基本的に定めはないが、**改善基準告示の内容に違反しないよう設定すること**

II.上記I（トラック運転業務の者）以外の労働者の場合

- ・1年の時間外労働が**720時間以内**
- ・1ヶ月の時間外労働と休日労働の合計が**100時間未満**
- ・時間外労働と休日労働の合計について、**2～6ヶ月の平均が全て1ヶ月あたり80時間以内**
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6回まで**

①の上限規制の原則を超える場合で、特別条項を利用する場合は協定届「**様式第9号の3の5**」を使用。

※「様式第9号の3の5」は2種類作成すること（1枚目に上限規制の原則（①の内容）、2枚目に特別条項（②の内容）を記載）

上記①または②の協定届に協定書を添付して、毎年労働基準監督署へ提出してください。